

写

28消安第4875号
平成29年2月4日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

佐賀県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認に伴う防疫対策の徹底について

本日、佐賀県内の家きん飼養農場において死亡家きんが増加した旨、佐賀県に対して通報があり、高病原性鳥インフルエンザの遺伝子検査を実施したところ、H5亜型であることを確認しました。このことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年9月9日農林水産大臣公表）に基づき、当該死亡家きんについて、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定しました。

これまで、6道県において9事例の本病の発生が確認され、その都度、防疫対策の強化についてお願いしてきたところですが、これまでの内容に加え、「高病原性鳥インフルエンザの発生予防対策の強化及び徹底について」（平成29年2月1日付け28消安第4814号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、家きん飼養者に対し、日頃から異状の早期発見・早期通報も含めた厳重な警戒を要請するとともに、発生予防対策の助言・指導方お願いします。